

一般財団法人広島市都市整備公社

登録工事店 募集案内

一般財団法人広島市都市整備公社が発注する、市立保育園 87 園における小規模な修繕については、園児の保育に支障をきたすことのない市立保育園の円滑な運営のために、常に迅速かつ適切な対応が要求されます。

このため、夜間・休日を問わず、常時、迅速かつ適切な修繕対応を行うことができる登録工事店の登録希望者を一般公募するものです。

1 申請資格

登録工事店として登録を受けるためには、申請する時点において、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 広島市内に本店、支店又は営業所等の事務所を有していること。
- (2) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 法律等に基づき営業許可等を要する業種は、その許可等を受けていること。
- (4) 夜間・休日を問わず、常時受付を行い、速やかに修繕を実施できること。

2 申請業種及び工種

「建築関係」又は「設備関係」のどちらか希望する業種を選択し、その選択した業種の工種の中から3つまで申請できます。

なお、見積依頼を受けた際に、辞退することのないように、必ず対応できる工種のみを申請してください。

【業種別工種一覧表】

業 種	工 種	主な修繕の内容
(1) 建築関係	建築一式	・建築関係全般の修繕
	壁・防水	・外壁の修繕 ・屋上・ベランダの防水修繕
	屋根・金物	・屋根、上屋、門扉、フェンス及びスレートの修繕 ・庇、雨樋及び手摺の取替・修繕 ・瓦の破損修繕
	ガラス	・破損ガラスの取替・修繕
	鋼製建具	・建具及びシャッターの修繕 ・ドア、扉及びサッシの取替・修繕 ・網戸の張替・修繕
	木製建具	・家具の修繕 ・襖及び障子の張替・修繕
	内装	・じゅうたんの張替 ・天井、床及びクロスの修繕
	畳	・畳の取替・修繕
	錠鍵	・鍵の取替・修繕
	塗装	・木部及び鉄部の塗装
	大工	・間仕切りなどの木部の修繕
	左官	・土間、スロープ及びタイルの修繕 ・段差及び玄関タイルの補修 ・ブロックの積替・修繕

業 種	工 種	主な修繕の内容
(2) 設備関係	空調設備	・冷暖房設備、排気・換気設備、エアコン室外機、排気ファン及び換気扇の修繕
	電気設備	・照明設備の球替・修繕 ・漏電及び絶縁の修繕 ・電気配線、スイッチ及びコンセントの追加・修繕 ・インターホン及び人感センサーの設置・修繕
	通信設備	・テレビアンテナの取替・修理 ・放送、共聴、電話及び監視カメラ設備の修繕
	ガス設備	・ガス空調設備、ガス給湯器及びガス配管の修繕
	給水・排水・衛生設備	・給水管及び便器の取替・修繕 ・水道蛇口、洗面台及び排水管の修繕
	機械設備	・リフトの取替・修繕

3 登録期間

令和元年10月1日から2年間

4 提出書類

(1) 登録工事店申請書

(2) 個人又は法人の広島市税を滞納していないことを証明する納税証明書（写しでも可）

ア 課税されている場合

「令和〇年〇月〇〇日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のあるもの。（証明年月日が申請書を提出する日から3か月前の日以降のもの）

イ 課税されていない場合

「納付すべき確定した徴収金がない。」旨の記載のあるもの。（証明年月日が申請書を提出する日から3か月前の日以降のもの）

(3) 個人又は法人の消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する納税証明書（写しでも可）

「未納の税額がない。」旨の記載のあるもの。（証明年月日が申請書を提出する日から3か月前の日以降のもの）

※ 非課税の方も証明書は発行されます。

(4) 修繕の履行に当って、法令等の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合は、その許可証等の写し及び広島市建設工事競争入札参加資格を有している者は、認定通知書等の写し

（例） 建設業許可証明書、広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書等の写し

(5) 82円分の切手（認定通知書郵送用）

切手をそのまま、(6)の通常はがきにクリップ等で留めて提出してください。

(6) 通常はがき（次回一斉更新通知用）

何も記入していない通常はがき（郵便料金改定により63円）を1枚提出してください。

※ 広告付きはがき、絵入りはがき及び年賀はがき等は不可。

(7) 受付票

申請者の商号又は名称を記入してください。（ゴム印可）

「受付印」、「受付番号」及び「チェック」の欄には、何も記入しないでください。

5 受付期間及び時間

- (1) 持参の場合 令和元年9月2日(月)～令和元年9月17日(火)
(土・日・祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 郵送の場合 令和元年9月2日(月)～令和元年9月14日(土)(消印有効)

※ 申請書類に不備があり、修正又は補正を求めた場合において、別途指定した期日までに修正又は補正が行われなかったときは、当該申請による登録はできません。

6 受付場所

〒730-0042
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
広島市役所北庁舎別館2F
一般財団法人広島市都市整備公社 住宅管理部
電話番号 082-245-4900

7 提出方法

- (1) 持参の場合 上記6の受付場所へ書類を提出
- (2) 郵送の場合 「特定記録郵便」(通常郵便料金+160円)により提出

8 登録工事店の決定通知等

令和元年9月下旬頃に「登録工事店決定通知書」を郵送する予定です。
同封している請書を速やかに提出してください。
提出によって登録工事店の手続きが完了します。

9 登録工事店の取り扱い

登録された方は、一般財団法人広島市都市整備公社が発注する市立保育園における小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

業者選定に際しては、1件10万円未満の修繕の場合、1業者に見積書の提出を依頼します。
また、1件10万円以上の修繕の場合、複数の業者に見積書の提出を依頼しますので、見積金額が最も低い業者が受注することになります。(緊急を要する場合や特殊技術が必要である場合などを除く。)

なお、見積書の提出に要する経費は、見積者の負担となります。